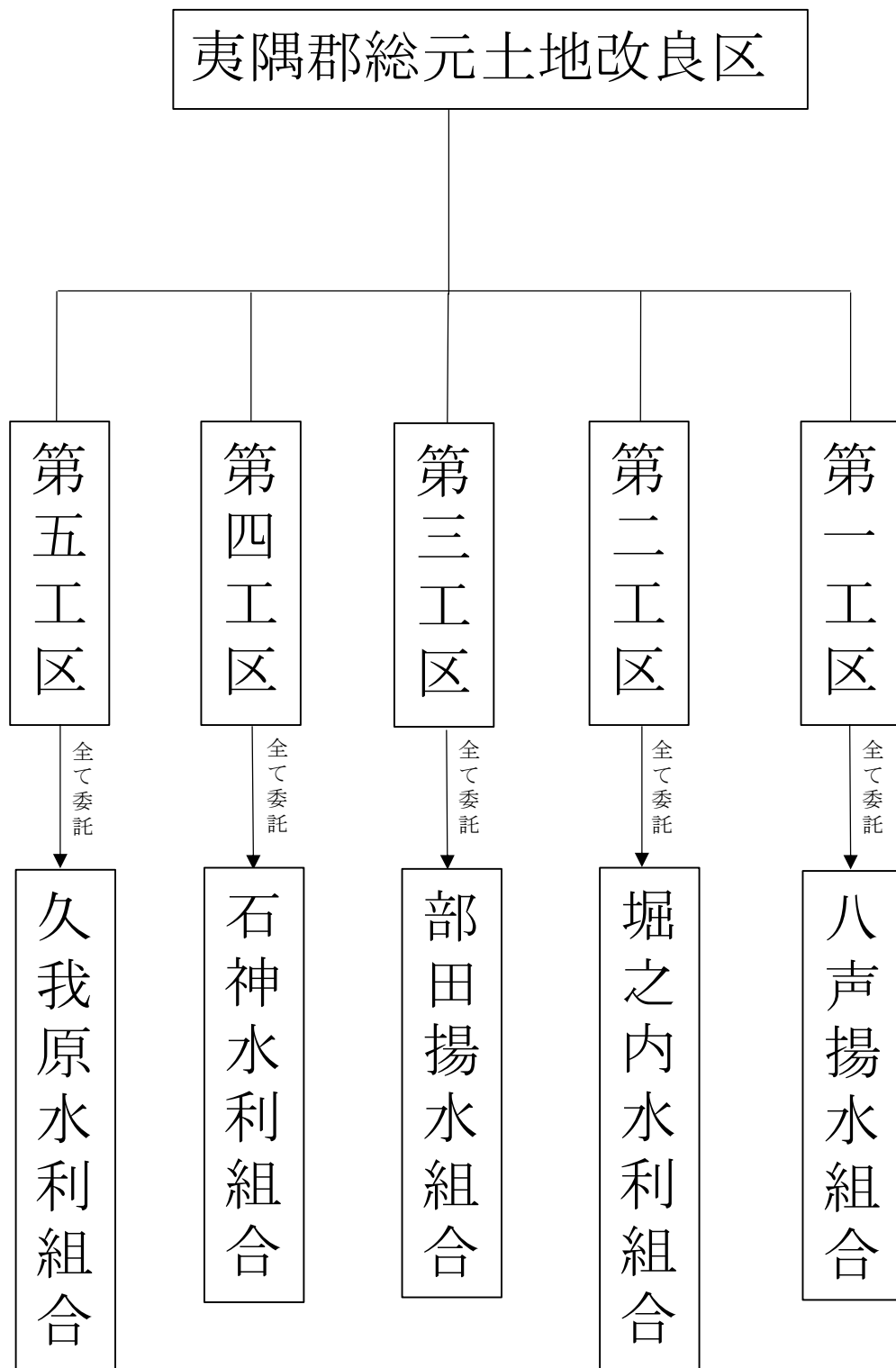


組 織 図



※全て委託とは、費用負担・日常点検・修繕・稼働運転などの
一切の管理。

1. 農業用水路施設は、各工区の管理機関(揚水組合又は水利組合)に費用負担・日常点検・修繕・稼働運転などの一切の管理を全て委託し、維持管理を任せている。

また、各工区の管理機関(揚水組合又は水利組合)で、年度末に総会を行い決算報告を行っている。

2. 総元土地改良区では、各工区の管理機関(揚水組合又は水利組合)に全て委託しているため、年度3月末の通常総会で決算報告は行わない。